

○宮古島市総合教育会議設置要綱（改正案）

平成27年 5月26日

訓令第30号

（設置）

第1条 市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、宮古島市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議の所掌事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項に規定するところによる。

（構成員等）

第3条 会議は、市長、教育長及び教育委員をもって構成する。

2 会議には、構成員の他、副市長が出席するものとする。

3 会議は、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席及び資料の提出等を指示することができる。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示し会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときそ

の他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合において、出席者の2分の1以上の多数で議決したときは、会議を非公開とすることができる。

3 市長は、会議を非公開で開くときは、市長が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させなければならない。

(傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、市長に申し出なければならない。

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 市長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録には、教育長及び会議で決めた委員1人が記名押印するものとする。

3 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職名及び氏名
- (4) 協議事項等の大要
- (5) 議決事項
- (6) その他必要と認める事項

(事務局)

第9条 会議の事務局を企画政策部企画調整課に置く。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。